

## 前回の主な意見などについて

(○：協議会委員の意見等、⇒：意見への回答等、◎確認事項)

### ＜沿道まちづくりのルールについて＞

- 提言書（沿道まちづくりのルール）案に以下の項目を新たに追加している。
  - ・ 「補助第81号線沿道の建物の最低限度高さ」について（提言書（案）p12）。
  - ・ 東池袋四丁目地区第一種市街地再開発事業の周辺地区は、今後無秩序な開発が予想される。そこで、「当周辺地区を沿道まちづくり区域と合わせて用途地域の見直しをする」ことについて（提言書（案）p12）。
  - ・ 「行政の協議会活動への支援継続」について（提言書（案）p14）。
- 素案は各自持って帰っていただき、第12回協議会にて意見をいただきたい。協議会に参加できない方は、事務局宛にファックスや電話にて意見をいただきたい。区長には、11月の4週目には提言書を提出したい。
- 補助第81号線沿道の建物高さについては、最高限度だけではなく、煙の延焼遮断効果やユニバーサルデザインを考慮すると最低限度の高さも設定する必要がある。階高4mを提案しているため、最低限度の高さは、階数3階以上と考えると12mが望ましいのではないか。
- 提言書は事業認可が下りてから提出するのか。  
⇒事業認可が下りる時期とは関係なく、区長へ提出する予定である。
- 提言書を出し、区の了解を得られれば、「地区計画の決定」となるのか。  
⇒区では、区長に提出していただき提言書を踏まえて「地区計画の素案」を検討する。そして、みなさんと当素案に対する意見交換や「地区計画の原案」に対する意見交換等を踏まえて「地区計画の決定」に至る。「地区計画の決定」については、平成19年春頃を予定している。（区）

### ＜協議会ホームページの開設について＞

- ホームページに寄せられた意見等については、会長が受取人となり、会長から協議会委員へ知らせる。
- 問い合わせ内容の具体例を各問い合わせ先に明記する。
- 11月初旬にはホームページを開設する。
- ホームページの開設が決定した際は、手紙にて協議会委員にお知らせする。地域の方には、協議会ニュース等によって開設のお知らせをする。

### ＜その他＞

- 協議会の運営資金を行政やコンサルタントも含め、少し徴収した方が良い。
- 民間の不動産業者で、残地を買い取りたいという「怪文書」が出るなど、情報が錯綜しているため、注意をして頂きたい。